

社会福祉法人同仁会定款施行細則新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p>社会福祉法人同仁会定款施行細則</p>	<p>社会福祉法人同仁会定款施行細則</p>
<p>第1条 この細則は、定款第42条の規定に基づき、社会福祉法人同仁会（以下「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この細則は、定款第45条の規定に基づき、社会福祉法人同仁会（以下「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めることを目的とする。</p>
<p>第22条 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、<u>第18条第2項</u>に定める者に説明させることができる。</p>	<p>第22条 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、<u>第20条第2項</u>に定める者に説明させることができる。</p>
<p>第26条 定款<u>第25条</u>に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次の各号掲げる事項とする。 (1) 職員の任免（<u>第27条</u>に規定する職員を除く）に関すること</p>	<p>第26条 定款<u>第27条</u>に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次の各号掲げる事項とする。 (1) 職員の任免（<u>第25条第2項</u>に規定する職員を除く）に関すること</p>
<p>第27条 2 定款<u>第19条</u>に定める監査報告は、様式第1号により行う。</p>	<p>第27条 2 定款<u>第21条</u>に定める監査報告は、様式第1号により行う。</p>
<p>第28条 定款<u>第23条第2項</u>に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。</p>	<p>第28条 定款<u>第25条第2項</u>に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。</p>
<p>第34条 2 (1) 通常の評議員会の事項 ⑦ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名 ⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名</p>	<p>第34条 2 (1) 通常<u>の理事会</u>の事項 ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名 <u>(感謝状の贈呈)</u></p>
	<p><u>第36条 理事長は、通算15年以上就任し、法人に貢献して退任した理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員に、感謝状に記念品を添えて贈呈する。</u> 2 前項の就任期間の起算日は、理事、監事及び評議員選任・解任委員は就任した日、評議員は平成29年4月1日以降の就任した日とする。</p>

第36条

3 第1項に規定する就任期間は、理事、監事、評議員及び評議員選任・
解任委員の就任期間を合計した期間とする。

第37条

様式第2号及び様式第3号の氏名欄に「@」を加える。

付 則

この細則は、平成29年11月18日から施行する。